

京都市告示第525号

子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第58条の6第1項の規定による特定子ども・子育て支援施設等に係る確認の辞退について、承認しましたので、法第58条の11の規定により、次のとおり告示します。

令和2年1月10日

京都市長 門川 大作

設置者の名称	施設・事業の種類	施設・事業所の名称	施設・事業所の所在地	辞退年月日
学校法人 大五洋	幼稚園	衣笠幼稚園	京都市北区衣笠衣笠山町 12	R2.3.31
学校法人 復活学園	幼稚園	復活幼稚園	京都市北区紫野西御所田 町63	R2.3.31
学校法人 コドモのイエ学園	幼稚園	コドモのイエ幼稚園	京都市左京区吉田神楽岡 町107	R2.3.31
学校法人 二葉学園	幼稚園	洛東幼稚園	京都市山科区西野広見町 1-4	R2.3.31
和田 侑香里	認可外保育施設 ※	和田 侑香里	京都市山科区	R1.12.1
学校法人 大五洋	預かり保育事業	衣笠幼稚園	京都市北区衣笠衣笠山町 12	R2.3.31
社会福祉法人 大五京	預かり保育事業	衣笠こども園	京都市北区衣笠衣笠山町 10	R2.3.31
社会福祉法人 大五京	一時預かり事業	衣笠こども園	京都市北区衣笠衣笠山町 10	R2.3.31

注) 施設・事業の種類が「認可外保育施設」となっている施設・事業所のうち、※の記載がある事業所は、個人事業主として事業を実施していたため、個人情報保護の観点から施設・事業所の所在地の記載を行政区までとしています。

(子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室)